

秋田のふるさと雄物川会会則

- 1条 本会は「秋田のふるさと雄物川会」と称し、首都圏の事務局は会長宅とし、地元事務局は雄物川地域局内に置く。
- 2条 本会は、首都圏に在住する雄物川町出身者並びに縁故者をもって組織する。
- 3条 本会は、会員相互の親睦を図ると共にふるさと雄物川町の情報を交換し、あわせて郷土の発展に寄与することを目的とする。
- 4条 本会に入会しようとするものは、所定の手続き(加入申込)をすること。
- 5条 本会に次の役員を置く。
- ① 会長1名
 - ② 副会長若干名
 - ③ 幹事若干名
 - ④ 監事2名
- 6条 役員は、会員の互選とし、首都圏の事務局は会長が委嘱し、地元事務局は主管課の担当職員がこれにあたる。
- 7条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。欠員により補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8条 本会の目的達成のため総会の決定により顧問を置くことができる。
- 9条 定期総会は、年1回とし、必要に応じ臨時総会を開催する。役員会は必要に応じいずれも会長が招集し、議長となる。
- 10条 本会の会費は、年額2,000円(1人または1世帯)とし定期総会迄に納入しなければならない。
- 11条 退会者には、既納したすべての会費は、返還しない。
- 12条 本会の運営並びに目的達成のため、定期総会において次の事項を審議する。
- ① 会則の変更
 - ② 役員の選出
 - ③ 事業計画
 - ④ 予算
 - ⑤ その他本会目的達成のための事項
- 13条 本会の退会者の取扱いは、次によるものとする。
- ① 退会する場合は、所定の手続き(退会届)をもってすること。
 - ② 会費を、3年以上滞納したときは、退会者とみなすこととする。
- 14条 役員は、次の事項を審議する。
- ① 定期総会に関する事
 - ② 入会、退会の承認に関する事
 - ③ その他会則に定めのないもの
- 15条 本会の会計年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日で終る。
- 付 則
(施行期日)
本会則は、昭和61年11月30日より施行する。

改正年月日	改正の箇所	改正した内容
昭和62年12月6日	15条会計年度の改正	4月1日～3月31日を10月1日～9月30日とする
昭和63年12月4日	10条年会費の改正	年額1,000円を1,500円とする
平成2年12月2日	5条役員定数の改正	副会長2名を3名とする
平成4年11月22日	5条役員定数の改正	副会長3名を若干名とする
	9条条文の改正	臨時総会開催の条文を追加する
	10条年会費の改正	年額1,500円を2,000円とする
平成17年11月27日	1条事務局名の改正	雄物川町役場内を雄物川地域局内とする
	2条会員組織の改正	()の東京、神奈川、千葉、埼玉を削除する
平成24年11月25日	13条②退会の改正	1年以上滞納を3年以上滞納とする
平成28年11月27日	10条年会費納付単位	2,000円(1人)を(1人または1世帯)とする